

大田区災害廃棄物処理計画（素案）に対する区民意見公募手続
（パブリックコメント）の実施結果について

番号	区分	意見の要旨	区の考え方
1	第1章 第6節 2	<p>「通常家庭のし尿」は災害廃棄物の対象外とされているが、災害により下水道設備が使用できない時の対応が検討されていないように考えられる。</p> <p>衛生的な処理として、「生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を優先」と記載されているが、「通常家庭のし尿」を対象外としていることと矛盾していると思う。</p>	<p>本計画上、災害廃棄物の対象外としているのは、被災者宅トイレが支障なく利用されている「通常家庭のし尿」です。下水道機能に支障が生じて被災者宅トイレが利用できない場合については、携帯トイレや仮設トイレ等が利用され、この場合のし尿は災害廃棄物として収集運搬・処理します（詳細は、第1章第9節2「し尿処理の流れ」や第3章第2節2「し尿」等に記載）。</p> <p>災害時、携帯トイレ等の収集運搬方法等に係る区民広報の方法や生活衛生の保全等に留意した適切な処理方法については引き続き検討していきます。</p>
2	第1章 第8節 1	<p>徹底した分別・選別による災害時のリサイクルについて、平時より民間を含む関係者と災害時についての検討会を開催し、平時手順等の見直しを行ってほしい。</p> <p>東日本震災で得た失敗例や成功例から得たノウハウを最大限活用して欲しい。</p>	<p>災害廃棄物についても徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ることを基本方針としています（詳細は、第1章第9節4「災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ」等に記載）。</p> <p>再資源化のための排出時の分別徹底について区民への効果的な広報について検討するとともに、効率的な再資源化の在り方などについて、民間事業者を含む関係機関等との連携、調整や他自治体の取組事例を参照にするなどして検討していきます。</p>
3	第2章 第2節 3	<p>関東圏で大規模な被害が発生した場合は近隣の城南5区による支援の期待は難しく、また、地方の5自治体も災害時の交通アクセスに不安が残る。大田区には港や空港もあるため、これらの交通アクセスを有効に使用できる地方自治体と協定を結ぶのが良い。</p> <p>あわせて、協定した自治体とは災害協定に基づき、常に交流会や訓練等を継続的に行う必要があると考える。</p>	<p>災害時には、既存協定に基づく他自治体や民間団体等との連携のほか、他道府県や国からの支援等を得ることを想定しています（詳細は、第2章第2節「関係主体との協力・連携」等に記載）。</p> <p>協定締結先の選定は、大規模災害の際に同時被災する可能性が低く、支援に際してのアクセスが望める先であるなどの地理的要件や、平時からの交流関係の構築などを考慮しています。</p> <p>協力・支援体制の在り方については今後も検討、調整を図り、協定先とは平時から訓練等を通じて協定内容の見直しを行うなどしていきます。</p>